

## 伊勢市教育委員会規則第1号

### 伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画策定委員会規則

#### (設置)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校施設整備課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。